

「令和3年度 子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）」 申請を受付中です！

※21（令和3）年12月17日現在の情報です。

21（令和3）年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、0歳から高校3年生までの子どもたちに、子ども1人当たり10万円相当の給付を行うこととされており、今回の給付金は、そのうちの5万円を先行的に現金給付する分となります。残りの5万円分につきましては、支給方法が決定次第お知らせします。

中学生以下の子どもについては、児童手当の仕組みを活用し、「プッシュ型」^(※1)で支給が済んでいますが、「プッシュ型」での支払通知が届いていない方で、以下の①～③の方は申請が必要です。

(※1) 通常の給付金は申請が必要ですが、プッシュ型給付金は、自治体や官庁等が該当する対象者に対して能動的に支給する給付金です。

対象（申請が必要な方）

次の①～③の支給対象者（申請者）に対して、児童1人当たり5万円を支給します。



お気軽にご相談ください。



- ①21（令和3）年9月30日時点で、児童手当を受給していない、高校生相当（03（平成15）年4月2日から06（平成18）年4月1日生まれ）の児童の保護者^(※2)
- ②21（令和3）年10月1日から22（令和4）年3月31日までに生まれた児童（新生児）の保護者^(※2)

③所属庁から令和3年9月分の児童手当を受給している公務員

(※2) ここでいう保護者とは、主たる生計維持者で、市に住所があり、21（令和3）年度（20（令和2）年分）の所得が児童手当の所得制限限度額^(※3)未満である方となります。

(※3) 児童手当の所得制限限度額については、市ホームページ等でご確認ください。

■対象と思われる方には、申請書を送付していますが、申請書が届いていない方で、自分も対象かもしれないと思われる方は、ご相談ください。

申請期間

～22（令和4）年3月31日(木)

支給方法

申請書を受け付けた後、審査をした上で対象の方に随時振り込みます（申請受付の翌月下旬）。

問合せ先 市役所こども支援課「子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）」担当（☎31-4540 平日午前8時50分～午後5時20分）

年末年始の感染拡大防止に向けて

問合せ先 市役所健康推進課（☎31-4524）

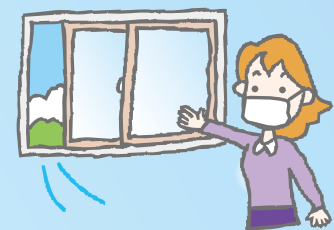
忘年会やクリスマス、お正月、新年会、成人式等の行事により、普段会わない方と会う機会も増え、屋内における活動も活発となります。

感染拡大を回避するために、基本的な感染防止行動を引き続き実践しましょう。

●市民および市内に滞在している皆さん

◆「三つの密（密閉・密集・密接）」の回避や「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指消毒」をはじめとした基本的な感染防止行動を実践しましょう。

特に、「換気」など屋内での感染防止行動を実践しましょう。



●帰省・旅行の際は

◆いつもと体調が違うと感じた場合には、外出や移動を控え、積極的に診察や検査を受けましょう。

◆混雑している場所はできるだけ避けましょう。

◆普段会わない方と会う際は、より一層感染防止行動を実践しましょう。



●飲食の際は

◆忘年会、新年会などの際は、北海道飲食店感染防止対策認証店など、感染防止を徹底している飲食店等を選び、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用するなど、感染リスクを回避しましょう。特に、大人数や普段会わない方との飲食の際は、より一層注意しましょう。

